

様式第1号（第3条関係）

青木村小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

年 月 日

（申請先）青木村長 様

申請者
住 所
氏 名 印
（給付対象者との続柄： ）

下記により日常生活用具給付を申請します。

なお、この申請につき、村長が私又は私の世帯員の住民登録資料、税務関係情報について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対象者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生（ 歳）			
	住 所							
	疾病名							
世帯の状況	氏 名	対 象 者 との続柄	生年月日	職 業	備 考 (対象者に対する介護の状況等)			
給付を希望する理由								
現在の住まいの状況		住 宅	1 自宅 2 貸家（貸主の諾否）	浴 槽	1 和 式 2 洋 式 3 な し	便 器	1 和 式 2 洋 式 3 携帯用	
現在の介護状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる		排 便	1 他人の介助を必要 2 便器（携帯用）使用 3 自分でできる		移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要（一部、全部） 3 自分でできる
給付を受けたい用具の名称					希望する型式、規模等			
給付条特に希望する事項								
備 考								

（注）1 申請者氏名については自署もしくは記名押印とすること。

添付書類：小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

用具の製作又は販売を業とする者からの見積書

様式第2号（第4条関係）

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書

①申請書受理番号 及び年月日		番 号 平成 年 月 日		②申請者 氏 名		③対象者 との続柄	
④ 対 象 者	氏 名		男・女		生年月日		年 月 日生（ 歳）
	住 所						
	疾 病 名						
⑤ 世 帯 員 の 状 況	氏 名	年 齢	対象者 と の 続 柄	課税状況			備 考
				当該年度分市町村民税		前年度 所得税	
				均等割	所得割		
⑥世帯区分		1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯					
⑦住まいの状況		1 自宅 2 借家（貸主の諾否）					
⑧給付後の生活状況		日常生活動作の状況 （入浴・排便・移動等について該当する状況に○） 1 自力でできるようになる 2 一部介助できるようになる 3 給付してお変わらない （一部介助・全介助） 4 その他（ ）			その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他 （ ）		
⑨給付の必要の有無		1 有 2 無	⑩給付する （しない） 理 由				
⑪給付する 用 具 名 （含む型式 規模等）		⑫ 予 定 価 格	円	⑬扶養義務 者が支払う べき額	円	⑭公費負 担予定額	円
⑮その他特記事項							
年 月 日				調査員 職名 氏名		印	

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

青木村長 印

年 月 日付で申請のありました小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日
対象者氏名		疾患名	
給付する用具名 (含む形式規模等)		納入業者名	
		納入業者の住所 連絡先	(電話)
費用	用具の価格		円
	給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額		円
	公費負担額		円
注意事項	<p>1 用具は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p>		

様式第4号（第4条関係）

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券

①給付番号	第 号	②給付券発行年月日	年 月 日
③対象者氏名		④対象者生年月日	年 月 日生（歳）
⑤対象者住所			
⑥保護者氏名		⑦対象者との続柄	
⑧給付する器具名 （形式、規模等）		⑨価 格	円
⑧扶養義務者が支払うべき額	円	⑨公費負担額	円
⑩納入業者名		⑬納入業者の住所 連絡先	
⑭この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限		年 月 日
	業者の公費支払請求期限		年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日 青木村長 印			
⑮業者の納入した日	⑯扶養義務者より受領した額	⑰受領業者名及び受領年月日	
年 月 日	円	印 年 月 日	
⑱用具受領保護者名	印	⑲検収者	職名 氏名 印
⑳その他特記事項			

（注）本表は①～⑭、⑲は村長、⑮～⑰は納入した業者が記入すること。

⑱は保護者が記入すること。

様式第5号（第4条関係）

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

青木村長 印

年 月 日付で申請のあった小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付につきましては、
審査の結果、却下することに決定したので通知します。

（理 由）

別表第1 (第2条、7条関係)

用具	給付対象者	性能	耐用年数	給付限度額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)	8年	4,450円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の予防又は失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの。	5年	19,600円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	154,000円
歩行支援用具	下肢が不自由なもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア、小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8年	60,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	8年	90,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,000円
車いす(電動以外の場合)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	5年	70,400円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒時の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	12,160円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	56,400円
クールバスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年	20,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	—	37,800円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	5年	157,500円

※ 耐用年数を経過するまでの間は、原則として用具の再給付を受けることができませんのでご注意ください。

※ 紫外線カットクリームは、給付限度額を限度とし、1年度に1回の給付となります。

別表第2 (第6条関係)

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
A 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B 階層	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C 階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1 階層 2,250	230
		所得割の額のある世帯	C2 階層 2,900	290
D 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2,400円以下	D1 階層 3,450	350
		2,401~4,800円	D2 階層 3,800	380
		4,801~8,400円	D3 階層 4,250	430
		8,401~12,000円	D4 階層 4,700	470
		12,001~16,200円	D5 階層 5,500	550
		16,201~21,000円	D6 階層 6,250	630
		21,001~46,200円	D7 階層 8,100	810
		46,201~60,000円	D8 階層 9,350	940
		60,001~78,000円	D9 階層 11,550	1,160
		78,001~100,500円	D10 階層 13,750	1,380
		100,501~190,000円	D11 階層 17,850	1,790
		190,001~299,500円	D12 階層 22,000	2,200
		299,501~831,900円	D13 階層 26,150	2,620
		831,901~1,467,000円	D14 階層 40,350	4,040
		1,467,001~1,632,000円	D15 階層 42,500	4,250
		1,632,001~2,302,900円	D16 階層 51,450	5,150
		2,302,901~3,117,000円	D17 階層 61,250	6,130
		3,117,001~4,173,000円	D18 階層 71,900	7,190
		4,173,000円以上	D19 階層	全額
備 考				

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることと。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。